

旭川医科大学固定資産細則の一部を改正する細則を次のように定める。

(令和4年5月25日学長裁定)

旭川医科大学固定資産細則の一部を改正する細則

旭川医科大学固定資産細則（令和元年8月30日学長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を、同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は改正箇所を示す。

改正後		現行																											
(略)		(略)																											
<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この細則は、令和4年5月25日から施行し、改正後の別表2は、令和4年4月1日から適用する。</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>別表2（第7条第1項関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">使用責任者</th> <th style="width: 75%;">固定資産の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設課長</td> <td>不動産等</td> </tr> <tr> <td>事務局各課（監査室を含む。）の長</td> <td rowspan="9">左記組織に属する動産等</td> </tr> <tr> <td>医学部各講座の長</td> </tr> <tr> <td>医学部各学科目の長</td> </tr> <tr> <td>図書館長</td> </tr> <tr> <td>入学センター長</td> </tr> <tr> <td>教育センター長</td> </tr> <tr> <td>先進医工学研究センター長</td> </tr> <tr> <td>知的財産センター長</td> </tr> </tbody> </table>		使用責任者	固定資産の範囲	施設課長	不動産等	事務局各課（監査室を含む。）の長	左記組織に属する動産等	医学部各講座の長	医学部各学科目の長	図書館長	入学センター長	教育センター長	先進医工学研究センター長	知的財産センター長	<p>別表2（第7条第1項関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">使用責任者</th> <th style="width: 75%;">固定資産の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設課長</td> <td>不動産等</td> </tr> <tr> <td>事務局各課（<u>学長政策推進室及び監査室を含む。</u>）の長</td> <td rowspan="9">左記組織に属する動産等</td> </tr> <tr> <td>医学部各講座の長</td> </tr> <tr> <td>医学部各学科目の長</td> </tr> <tr> <td>図書館長</td> </tr> <tr> <td>入学センター長</td> </tr> <tr> <td>教育センター長</td> </tr> <tr> <td>先進医工学研究センター長</td> </tr> <tr> <td>知的財産センター長</td> </tr> </tbody> </table>		使用責任者	固定資産の範囲	施設課長	不動産等	事務局各課（ <u>学長政策推進室及び監査室を含む。</u> ）の長	左記組織に属する動産等	医学部各講座の長	医学部各学科目の長	図書館長	入学センター長	教育センター長	先進医工学研究センター長	知的財産センター長
使用責任者	固定資産の範囲																												
施設課長	不動産等																												
事務局各課（監査室を含む。）の長	左記組織に属する動産等																												
医学部各講座の長																													
医学部各学科目の長																													
図書館長																													
入学センター長																													
教育センター長																													
先進医工学研究センター長																													
知的財産センター長																													
使用責任者		固定資産の範囲																											
施設課長	不動産等																												
事務局各課（ <u>学長政策推進室及び監査室を含む。</u> ）の長	左記組織に属する動産等																												
医学部各講座の長																													
医学部各学科目の長																													
図書館長																													
入学センター長																													
教育センター長																													
先進医工学研究センター長																													
知的財産センター長																													

教育研究推進センター長	教育研究推進センター長	
インスティテューショナル・リサーチ室長	インスティテューショナル・リサーチ室長	
看護職キャリア支援センター長	看護職キャリア支援センター長	
地域共生医育統合センター長	地域共生医育統合センター長	
保健管理センター長	保健管理センター長	
各学内共同利用施設の長	各学内共同利用施設の長	
各診療科長	各診療科長	
病院各部・室の長	病院各部・室の長	
病院各センターの長	病院各センターの長	
(略)		(略)
<p>【改正理由】 令和4年4月1日付け事務局等組織の改組に伴い、所要の改正を行うものである。</p>		